

石巻市街なかイベント開催助成金 募集要領

① 目的

この助成金は、中心市街地での賑わいを創出し、活気ある街づくりに貢献する「石巻市中心市街地活性化基本計画」に謳われているエリア内で活動を行う組合・団体等を支援するものです。

②助成対象者 ※以下の要件を満たす組合・団体となります。

- (1)各商店街、及び、各通りの任意の商店会等の組織である事
- (2)石巻市内で活動の拠点を有している団体である事
- (3)観光産業を推進する団体や街づくり会社である事
- (4)各種イベント実施のために組織された任意の団体である事
- (5)前述(1)から(3)の団体等に於いては、規約、会則等組織に関する定めがあり、且つ団体の構成員が5人以上である事
- (6)政治、宗教又は営利を目的としていない事
- (7)他の助成金等の交付を受けていないこと

③助成の対象となる事業 ※「石巻市中心市街地活性化基本計画」に位置付けられる区域で実施される事業であって、以下の事業が当てはまるものが対象となります。

- (1)地域振興を図る事業
- (2)地域を活性化し、市民の一体感に資する事業
- (3)商店街活性化を図る事業
- (4)その他賑わい創出に対する事業
- (5)令和4年4月1日～令和5年2月28日までに開催する事業

④助成対象の経費

事業に要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、借料・損料、備品購入費、雑費等とし、詳細は「助成対象・対象外経費一覧表」を参考にしてください。

販売等による収益金又は参加者等の負担金がある場合は、イベント事業等に要した経費より差し引きます。

※報償費において、源泉徴収税の手続きを行った場合は、源泉関連証明資料をあわせて提示いただきます。

⑤助成金の精算

実績報告書提出後、適切に精査し指定口座へ支払います。

ただし、経費の割り振りで当初予定助成額より変動する事もございます。

⑥助成できない事業

- (1)事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する場合
- (2)専ら利益を目的とし、公益性を欠く場合
- (3)政治活動又は宗教活動を行う事を目的とする場合

- (4) 対象事業が地区住民の親睦会的事業である場合
- (5) 他の助成金の交付を受けていないこと
- (6) 過去に3回以上本助成金の交付を受けていないこと
- (7) その他、助成対象事業として適当でないと認められるもの

⑦その他応募にあたっての留意事項

- (1) 各種書類は、紙式で受付ますので、団体印等押印漏れの無い様にしてください。
- (2) 単一年度内は1団体1事業のみ申請可とします。
- (3) 事業終了後、2週間以内に実績報告書を提出してください。
- (4) 各種助成金等との併用はできません。

⑧申請方法

次の書類を期限までに提出してください。

- (1) 石巻市街なかイベント開催助成金申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の定款、規約、会則又はそれに準ずるもの
- (5) 団体の会員名簿
- (6) その他必要と認められる書類

⑨提出期限

最終申請提出日は令和5年1月31日(火)とします。

⑩助成額

助成対象経費の3/4以内(上限250,000円)とします。

⑪提出方法

石巻市中心市街地活性化協議会事務局(石巻商工会議所内)まで直接提出願います。

※電子メール・郵送での提出不可

⑫問合せ先

石巻市中心市街地活性化協議会事務局(石巻商工会議所 地域・人づくり支援課内)

TEL:0225-22-0145/FAX:0225-94-3978

e-mail:shizukuishi@ishinomaki.or.jp